

別表(第3条関係)

補助対象外業種

1. 農業
2. 林業及び狩猟業
3. 漁業
4. 金融業及び保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。)
5. 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
6. 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律により規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業等
 - ② 易断所、観相業、相場案内業
 - ③ 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - ④ 芸妓業・芸妓斡旋業
 - ⑤ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑥ 興信所
 - ⑦ 集金業、取立て業(公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く。)
 - ⑧ 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体